

## 第22号議案

### 平成26年度芦屋市下水道事業特別会計予算

平成26年度芦屋市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,650,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

平成26年2月18日提出

芦屋市長 山中 健

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
01 分担金及び負担金		千円 23,862
	01 負担金	23,862
02 使用料及び手数料		1,120,117
	01 使用料	1,119,896
	02 手数料	221
03 国庫支出金		45,167
	02 国庫補助金	45,167
04 県支出金		11,671
	03 県委託金	11,671
07 繰入金		981,946
	07 繰入金	981,946
08 繰越金		1
	08 繰越金	1
09 諸収入		3,036
	01 預金利子	1
	20 雑入	3,035
10 市債		464,200
	10 市債	464,200
歳 入 合 計		2,650,000

歳 出

款	項	金 額
01 下水道総務費		千円 940,461
	01 下水道管理費	283,915
	02 維持管理費	656,546
02 下水道施設建設費		485,149
	02 下水道施設建設費	485,149
03 公債費		1,222,390
	03 公債費	1,222,390
30 予備費		2,000
	30 予備費	2,000
歳 出 合 計		2,650,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
兵庫東流域下水汚泥 処理事業負担金	平成27年度から 平成56年度まで	千円 元金18,000に利息 相当額を加算した額

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 464,200	普通貸借又は証券発行の方法により、国又は銀行その他から借り入れる。	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの日から据置期間を含め、35年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。なお、借入先の融通条件に変更のあるときはその融通条件に従う。ただし、財政の都合その他によっては、定額以上を償還し、又は左記利率の範囲内で借り換えすることができる。